

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正す

る条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「法第二条第六項第五号の営業」を「法第二条第六項第五号の営業
法第二条第六項第六号の政令で定

める営業」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。